

# 横手市学校給食だより

児童生徒の保護者の皆様へ

令和7年5月

横手市教育委員会

学校給食課

『子どもたちの笑顔をつなぎ心身を育む学校給食』をスローガンに安全・安心で充実した学校給食を提供してまいります。

日頃より、保護者の皆様には横手市の学校給食にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。令和7年度の学校給食費等についてお知らせいたします。

## 学校給食費の納入金額及び納付方法について



年間185食を予定しており、保護者の皆様には以下の金額をご負担していただきます。学校行事等により実際の食数が185食未満の場合は、年度末に精算し、納入済金額に応じて欠食分をご指定の口座に還付いたします。

### ◆令和7年度 横手市学校給食費納入額

区分	1食単価 (a)	年間予定 給食数(b)	期別納入額(月別)		年間納入額合計 (a×b)
			1期(5月)	2期(6月)～ 10期(2月)	
小学校	305円	185食	6,025円	5,600円	56,425円
中学校	338円	185食	6,730円	6,200円	62,530円

### ◆納入方法

金融機関の口座から引き落としする『口座振替』と納入通知書により直接金融機関窓口で納付する『納付書納入』の2種類があり、保護者様の負担軽減のため、横手市では『口座振替』による納付をお願いしております。随時受付しておりますので、ご希望の場合はお問い合わせください。

#### ＝口座振替の方＝

振替日は毎月25日(休日の場合は翌営業日)です。

一括納付の方は、1期振替日の5月26日(月)のみとなります。残高不足の場合は、翌月から期別の振替に変更となります。

#### ＝納付書納入の方＝

5月中旬に今年度分の納付書を送付いたしますので、納付書に記載のある納期限までに納付をお願いいたします。

### ご注意ください!

◎給食を止めたい場合は、2週間前に学校からの届け出が必要となります。

また、病気等でお休みする場合は、届け出により5日目以降から止まりますので、学校へご相談ください。



## 令和6年度の学校給食費が未納の方は、必ず納入をお願いします

定期的な納入が確認されず未納が続く場合は、ご自宅を訪問し納付相談を実施しております。未納分の納付書がありましたら、5月23日(金)までに必ず納付くださるようお願いいたします。

### 第3子以降の児童生徒の学校給食費を無償としています

第3子以降の児童生徒の学校給食費を無償としています。無償となるためには申請が必要となりますので、まだ申請がお済みでないご家庭は、下記へお問い合わせください。

### 第3子以降の児童生徒へ学校給食費相当額を補助します

市立、県立及び市外の小・中学校へ在籍し、食物アレルギー等により学校給食の提供を受けることができず弁当等を持参している第3子以降の児童生徒、又は、県立及び市外の小・中学校に在籍し、学校給食の提供を受けている第3子以降の児童生徒へ、学校給食費相当額（上限あり）を補助します。

補助金の交付を受けるには申請書の提出が必要となり、対象となり得るご家庭には、2月下旬頃に通知いたします。申請がない場合は、対象であっても補助金の交付を受けられないのでご注意ください。



お問い合わせ

・学校給食課

TEL.32-3200

・平鹿学校給食センター

TEL.24-1442

・横手学校給食センター

TEL.32-3200

・雄物川学校給食センター

TEL.22-5385